

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名		任期付研究員の採用等に関する条例	
条 例 番 号		平成 14 年神奈川県条例第 5 号	法 規 集 第 2 編第 3 章
所 管 部 局 室 課		総務部人事課	
条 例 の 概 要		地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第 2 条第 3 号、第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項並びに地方公務員法第 24 条第 6 項の規定に基づき、公設の試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めている。	
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の規定に基づき、任期を定めた研究員の採用に関し、採用形態、給与等の所要事項を定めたものであり、必要な条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	当条例に基づいて、公設の試験研究機関において専門的な知識経験を有する人材を受け入れ、研究者の相互の交流を推進することにより、その研究活動の活性化が図られており、有効である。	任期付研究員の状況 7 名 (H20 年 4 月 2 日現在)
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の規定に基づき、任期を定めた研究員の採用に関し、採用形態など限定的に定めるとともに、その給与などを明確に定めたものであり、効率的である。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	民間企業等で培った専門的な知識・経験を有する多様な人材を活用するものであり、「行政システム改革基本方針」の考え方に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しないか。 ）	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律の規定に基づき、任期付研究員に関し必要な事項を定めるものであり、憲法、法令に抵触するものではない。	
その他			
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>